

製品安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名 F S J II-4 (三菱Jケミカルカラーネガフィルム用トータルコントロールスライザースタート液)
会社情報 会社名 : 三菱製紙株式会社
住所 : 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目4番2号
担当部門 : 技術環境部
問い合わせ窓口 : イメージング事業部 I J・フォト営業部 (電話番号03-6860-7580)

2. 危険有害性の要約

GHS分類 (分類基準は日本方式)

物理化学的危険性

引火性液体 : 区分3

健康に対する有害性

眼に対する重篤な損傷性/刺激性 : 区分2A

生殖細胞変異原性 : 区分1B

発がん性 : 区分2

生殖毒性 : 区分1A

標的臓器/全身毒性 (単回暴露) : 区分3

標的臓器/全身毒性 (反復暴露) : 区分1、区分2

環境に対する有害性

水生環境急性有害性 : 区分2

*危険/有害性の大きさ (区分) は、数字の小さいほど危険性/有害性が高い。

*記載のないものは、分類対象外または分類できない。

ラベル要素

絵表示



炎



健康有害性



感嘆符

注意喚起語

危険

危険有害性情報

引火性液体および蒸気 (区分3)

強い眼刺激 (区分2A)

遺伝性疾患のおそれ (区分1B)

発がんのおそれの疑い (区分2)

生殖機能または胎児への悪影響のおそれ (区分1A)

(気道刺激性) 呼吸器への刺激のおそれ (区分3 (単回))

(麻酔作用) 眠気およびめまいのおそれ (区分3 (単回))

長期または反復ばく露による臓器 (肝臓) の障害 (区分1 (反復))

長期または反復ばく露による臓器 (神経) の障害のおそれ (区分2 (反復))

水生生物に毒性 (区分2)

*区分 (単回) : 特定標的臓器・全身毒性-単回暴露の区分を示す。

*区分 (反復) : 特定標的臓器・全身毒性-反復暴露の区分を示す。

注意書き

【予防策】

粉塵/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。

この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

保護手袋・保護衣・保護マスク・保護メガネを着用すること。

【対応】

吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用して

いて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。

目の刺激が続く場合は、医師の診断・手当てを受けること。

皮膚に付着した場合 : 多量の水で洗浄、石鹸で洗い落とすこと。

皮膚刺激が生じた場合は、医師の診断・手当てを受けること。

汚染された衣服を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

ばく露した時、または気分が悪い時は、医師に連絡すること。

【保管】

直射日光を避けた涼しい場所に保管する。
 子供の手の届かないところに保管する。

【廃棄】

内容物および容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

【使用上の注意】

適切な保護具を着用して取り扱う。作業後には手、顔をよく洗う。

3. 組成・成分情報

単一製品・混合物の区別	：混合物			
一般名	：トータルコントロールスタビライザースタート液			
成分及び含有量		化審法	CAS No.	含有量%
エタノール	【安衛法通知】	(2)-202	64-17-5	15-20
n-プロパノール	【安衛法通知】	(1)-207	71-23-8	1-5
ポリオキシエチレンノニルフェニルエーテル	【PRTR法第1種410】	(1)-172	9016-45-9	2.2
イソプロパノール	【安衛法通知】	(2)-207	67-63-0	0.4-0.9
有機防黴剤		公示済	付与済	1-5
水		対象外	7732-18-5	60-80

【安衛法通知】 の表示のあるものは、労働安全衛生法の通知対象物質を示しています。

【安衛法表示】 の表示のあるものは、労働安全衛生法の表示対象物質を示しています。

【PRTR法】 の表示のあるものは、化学物質管理促進法の該当物質である事を示し、分類と政令番号を併記しています。

4. 応急措置

- 吸入した場合：直ちに被災者を空気の新鮮な場所に移し、安静につとめてください。症状が続くようであれば医師の手当てを受けてください。
- 皮膚に付着した場合：直ちに石鹸を用いて大量の水で十分に洗い流してください。汚染された衣服等は、充分洗浄した上で使用してください。症状が続く場合は医師の手当てを受けてください。
- 眼に入った場合：直ちに清浄な流水で数分間目を洗浄したのち、症状が続くようであれば眼科医の手当てを受けてください。
- 誤飲した場合：水で口の中を良く洗ったのち、医師の手当てを受けてください。
- 応急措置をする者の保護：救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用してください。

5. 火災時の措置

- 消火剤：散水、炭酸ガス、粉末消火器、耐アルコール性泡消火器等
- 使ってはならない消火剤：通常の条件下では、不適切な消火剤はない。
- 特定の消火方法：周辺火災の場合、可能ならば移動可能な容器は速やかに安全な場所に移してください。関係者以外は速やかに安全な場所に退去させてください。漏出した物質や消火用水等が、河川等に排出されないよう配慮してください。消火活動は出来るだけ風上から行ってください。
- 保護具等：消火の際は適切な保護具（自給式呼吸器具、及び完全保護具等）を着用してください。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項：適切な保護具（保護眼鏡、保護手袋等）を着用して回収してください。
- 環境に対する注意事項：廃液が河川等に排出されないように注意してください。必要に応じて換気を確保してください。
- 除去方法：漏洩した薬品を適切な方法で回収したのち、漏洩箇所を大量の水で洗い流してください。回収したものを廃棄の場合は関係法令に従ってください。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策：皮膚、粘膜又は着衣に触れたり、眼に入らないようにしてください。取扱い後に、手や顔等をよく洗ってください。
- 局所排気・全体換気：作業場は換気を充分に行ってください。
- 注意事項：引火し易いので火気を取り扱わないでください。作業後には、手、顔等をよく洗ってください。
- 保管：直射日光を避け、涼しい場所に置いてください。開封後は全量使い切ってください。子供の手の届くところには置かないでください。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策：作業場は換気を充分に行ってください。また、作業場の近くには手洗い、洗眼等の設備を設け、取扱い後に手、顔等をよく洗ってください。

管理濃度 安衛法管理濃度 : イソプロパノール 200ppm
許容濃度 日本産業衛生学会 : イソプロパノール 980mg/m³
ACGIH/TWA : エタノール 1000ppm、 n-プロパノール 492mg/m³
イソプロパノール 983mg/m³

保護具 呼吸器 : 適切な呼吸用保護具
手 : 不浸透性保護手袋
眼 : 保護眼鏡、及び顔面保護具
皮膚及び身体 : 保護衣

9. 物理的及び化学的性質

形状 : 液体 色 : 無色～微黄色
臭い : アルコール臭 pH : 3.7
沸点 : < 100℃ 融点 : ~0℃
引火点 : 24℃ (タグ密閉式) 発火点 : 392℃ (エタノールとして)
爆発限界 下限 : 3.3 vol% (エタノールとして)
上限 : 19 vol% (エタノールとして)
溶解度 : データなし (水に易溶)
蒸気圧 : 5.9 kPa20℃ (エタノールとして) 比重 : 0.97

10. 安定性及び反応性

安定性 : 通常の使用条件では安定である。
反応性 : 引火性液体
避けるべき条件 : 直射日光、凍結
分解による有害性 : 硫酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、炭酸ガス
その他情報 : 特になし

11. 有害性情報

急性毒性LD50 : >5000mg/Kg (計算値、ラット経口)
皮膚腐食性・刺激性 : 皮膚を刺激するおそれがある。
(一次刺激性インデックス (P. I. I.) : データなし)
眼に対する重篤な損傷・刺激性 : 強い眼刺激
(急性眼刺激指数 : データなし)
慢性毒性・長期毒性 : 遺伝性疾患のおそれ
生殖機能または胎児への悪影響のおそれ
長期または反復ばく露による臓器 (肝臓) の障害
長期または反復ばく露による臓器 (神経) の障害のおそれ
成分化学物質の発がん性情報 : 発がん性のおそれの疑い

12. 環境影響情報

(製品)
生態毒性 : データなし
残留性・分解性 : データなし
生態蓄積性 : データなし
水生環境急性有害性 : 水生生物に毒性
(成分)
ポリオキシエチレンニルフェニルエーテル
水生環境急性有害性 : 水生生物に非常に強い毒性
魚毒性LC50 : 1.0mg/L (ブラウンマス、96hrs)
水生環境慢性有害性 : 区分外

13. 廃棄上の注意

自社で排水処理装置を所有していない場合は、全量回収の上、産業廃棄物処分業の許可を受けた業者に 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) を添えて、運搬、処理を委託してください。
原液のまま廃棄する場合は特別管理産業廃棄物に該当しますので、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた業者に、特別管理産業廃棄物管理票 (マニフェスト) を添えて、運搬、処理を委託してください。
廃棄時に該当する法規【廃棄物処理法：特別管理産業廃棄物 (廃油)、水質汚濁防止法：生活環境項目、下水道法：下水の排除の制限】
汚染容器・包材 : 内容物を完全に除去した後に処分してください。

14. 輸送上の注意

船舶輸送は危規則の規定に従ってください。航空輸送はIATA規則の規定に従ってください。
国連番号 : UN1170
国連分類 : クラス 3、引火性液体類 (エタノール又はその溶液)
容器等級 : III

緊急時応急措置指針番号：127

- 1 5. 適用法令
- | | | |
|-----|----------|------------------------------------|
| 安衛法 | (危険物) | : 安衛令 別表第一 (四. 引火性のもの-3) |
| | (通知対象物質) | : エタノール、n-プロパノール、イソプロパノール |
| 化管法 | | : ポリオキシエチレンニルフェニルエーテル (第1種 No.410) |
| 毒劇法 | | : 非該当 |
| 消防法 | | : 非該当 |
| 船安法 | | : エタノール又はその溶液 (引火性液体類：クラス3) |
| 航空法 | | : エタノール又はその溶液 (引火性液体類：クラス3) |
- 1 6. その他の情報 (記載内容の問い合わせ先、引用文献等)

本シートの内容は発行時における知見に基づいて作成したものです。作成の目的は製品の安全に関わる情報を提供するものであって、性能・品質を保証するものではありません。記載事項は今後の知見により改訂されることもあります。記載内容の内、含有量・物理化学的性質などの値は保証値ではありません。注意事項は通常の手扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、この点をご考慮願います。危険・有害性の情報は必ずしも充分でないので、取扱いには充分注意してください。